

平成29年度 下半期
四国中央市水道事業
業務状況説明書

平成29年10月 1日から
平成30年 3月31日まで

四国中央市水道局

目 次

平成 29 年度下半期（平成 29 年 10 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）の
業務の状況

1	事業の概況	1
2	経理の状況	1
	予算の執行状況	1
	(1)収益的収入及び支出	1
	(2)資本的収入及び支出	1

予算の概要及び事業の経営方針

3	予算の概要及び事業の経営方針	2
---	----------------------	---

1 事業の概況

給水件数 39,231件(平成30年3月31日現在)

年間総給水量 10,986,464 m³

1日平均給水量 30,100 m³

主な建設改良事業(消費税込み)

中田井浄水場等更新整備・運営事業(更新整備業務) 1,883,922,624円

中田井配水池系耐震配水本管布設工事 273,188,000円

中田井浄水場等更新整備・運営事業モニタリング支援業務 23,314,320円

2 経理の状況

予算の執行状況

(1)収益的収入及び支出

科目	予算額 (A) 円	執行済額 (B) 円	執行率 (B/A)%
営業収益	1,847,148,000	1,863,182,034	100.9
うち給水収益	1,823,000,000	1,838,346,630	100.8
営業外収益	337,321,000	346,878,387	102.8
特別利益	30,000	0	0.0
収入合計	2,184,499,000	2,210,060,421	101.2
営業費用	1,809,831,657	1,730,205,184	95.6
営業外費用	229,243,343	203,133,258	88.6
特別損失	303,000	3,030	1.0
予備費	2,091,000	0	0.0
支出合計	2,041,469,000	1,933,341,472	94.7

(2)資本的収入及び支出

科目	予算額 (A) 円	執行済額 (B) 円	執行率 (B/A)%
補助金	321,521,000	245,964,000	76.5
企業債	3,630,500,000	1,678,700,000	46.2
負担金	317,509,000	317,488,751	99.9
工事負担金	8,100,000	7,069,732	87.3
固定資産売却代金	170,000	0	0.0
収入合計	4,277,800,000	2,249,222,483	52.6
建設改良費	4,179,568,344	2,446,157,622	58.5
企業債償還金	816,373,000	816,372,155	99.9
負担金	171,600,000	163,758,755	95.4
予備費	3,341,000	0	0.0
支出合計	5,170,882,344	3,426,288,532	66.3

3 予算の概要及び事業の経営方針

(総則)

第1条 平成30年度四国中央市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------|---------------------------|
| (1) 給水件数 | 39,399 件 |
| (2) 年間総給水量 | 10,612,000 m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 29,074 m ³ |
| (4) 主な建設改良事業 | |
| ア 中田井浄水場等更新整備・運営事業 | |
| イ 中田井配水池系耐震配水本管布設工事 | |
| ウ 古下田配水池等更新整備工事 | |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	2,208,500 千円
第1項 営業収益	1,842,148 千円
第2項 営業外収益	366,322 千円
第3項 特別利益	30 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	2,040,000 千円
第1項 営業費用	1,822,525 千円
第2項 営業外費用	214,697 千円
第3項 特別損失	303 千円
第4項 予備費	2,475 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額958,300千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額197,274千円及び過年度分損益勘定留保資金761,026千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	2,489,700 千円
第1項 補助金	132,418 千円
第2項 企業債	2,070,000 千円
第3項 負担金	282,387 千円
第4項 工事負担金	4,500 千円
第5項 固定資産売却代金	395 千円
支 出	
第1款 資本的支出	3,448,000 千円
第1項 建設改良費	2,505,673 千円
第2項 企業債償還金	778,247 千円

第3項 負担金	160,620千円
第4項 予備費	3,460千円
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
四国中央市水道事業ビジョン策定業務	平成30年度から平成32年度まで	55,100千円に物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税額を加算した額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
生活基盤施設耐震化等事業	千円 2,070,000	証書借入又は証券発行。借入時期は、平成30年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	年5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利債への借換えをすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 262,434千円

(2) 交際費 10千円

(他会計からの補助金)

第10条 小富士長津地区統合簡易水道整備事業費に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,400千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。